

特定事業所加算の届出を行う居宅介護支援事業所の方へ

平成27年度の介護報酬改定において、居宅介護支援事業所における特定事業所加算() ~ ()の加算算定要件に、事業所が介護支援専門員実務研修(以下「実務研修」という。)における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが追加されました。

そのため、特定事業所加算を取得するには、加算の届出に加えて、実務研修の実習受入事業所としての登録手続きが必要になります。

実習受入事業所の登録手続きについては、以下の実務研修実施機関に直接ご確認いただくか、下記に記載のホームページでご確認いただき、**加算適用月の前々月の末日までに**必ず登録手続き(登録同意書の提出)を行っていただきますようお願いいたします。

なお、この登録手続きが完了しない場合は、加算を取得することができませんので、予め御了承ください。

【東京都介護支援専門員実務研修実施機関】

公益財団法人 東京都福祉保健財団
人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ担当(研修)

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

電話 03-3344-8512 (平日8時45分から17時30分まで)

FAX 03-3344-8592

ホームページ <http://www.fukushizaidan.jp/>

東京都福祉保健財団ホーム > 研修を受講される方へ > 東京都介護支援専門員 > 実習受入事業所登録に関する同意書等